

社会福祉法人登豊会ユニット型特別養護老人ホーム
岐南仙寿うれし野 運営規程 概要

(運営方針)

- 第1条 施設は利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう務めなければならない。
- 2 施設は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画（特別養護老人ホーム基準第14条に規定する「入所者の処遇に関する計画」ならびに介護福祉施設基準第12条に規定する「施設サービス計画」をいう。以下同じ。）に基づき、その居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第2条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 施設長 1人（短期入所生活介護事業所と兼務）
施設長は施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に特別養護老人ホーム基準ならびに介護福祉施設基準に定める運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- ② 医師 1人（非常勤）（短期入所生活介護事業所と兼務）
医師は利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- ③ 介護職員 47人（内非常勤15人）
介護職員は、利用者の施設サービス計画の企画、入居者の日常生活全般にわたる介護に関する業務を行う。
- ④ 生活相談員 1人
生活相談員は、利用者の入退居手続き、生活相談及びサービス利用料金に関する業務を行う。
- ⑤ 看護職員 4人（内非常勤2人）
看護職員は利用者の保健衛生及び看護に関する業務を行う。
- ⑥ 機能訓練指導員 1人（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な身体の機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

- ⑦ 管理栄養士 2人（内非常勤1人）（短期入所生活介護事業所と兼務）
栄養計算ならびに栄養指導を行う。
- ⑧ 介護支援専門員 3人
介護支援専門員は、利用者に対する施設サービス計画の作成等を行う。
- ⑨ 事務職員 6人（内非常勤3人）
事務職員は、施設の運営管理に必要な事務を行う。

（入退所）

第11条 施設は身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は利用申込者の数が利用定員から利用者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる利用申込者を優先的に利用させるよう努めるものとする。
- 3 施設は、利用申込者の利用に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 7 施設は利用者の退所に際しては、居宅支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（介護）

第13条 介護は各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、利用者の日常生活における家事を、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

- 3 施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
- 4 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行なうとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとする。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、施設サービス費基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
 - (1) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (2) 食費及び居住費
 - (3) 理美容代
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの。
 - (5) 利用者の希望に応じたレクリエーション行事費
 - 3 前項各号に掲げる費用の額は、別に定めるものとする。
 - 4 施設は、第2項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(身体的拘束の禁止)

- 第25条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用

者の行動を制限する行為（以下、身体的拘束等という）を行わないものとする。

- 2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（苦情処理）

第26条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

附 則

この規定は平成18年7月1日から施行する。

この規定は平成21年3月9日から施行する。

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム岐南仙寿うれし野 重要事項説明書 一部抜粋

(2) 勤務体制

① 管理者・生活相談員・介護支援専門員・管理栄養士

勤務時間帯 8:30 ~ 17:30

② 看護職員・機能訓練指導員

日勤務 8:30 ~ 17:30

※夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

③ 介護職員

A勤務 7:00 ~ 16:00

日勤務 8:30 ~ 17:30

B勤務 14:30 ~ 23:30

C勤務 23:30 ~ 8:30 ※変動することもあります

④ 介護職員(パート)

A 勤務 7:30 ~ 12:30

B 勤務 8:30 ~ 17:30

C 勤務 13:00 ~ 18:00

※変動することもあります

5. 嘱託医及び協力医療機関

(1) 嘱託医

所在地 岐阜県羽島郡岐南町上印食7-12

病院名 赤座医院上印食診療所(内科)

所在地 岐阜県岐阜市伊奈波通3-12-5

病院名 ぎふデンタルフォレスト

(2) 協力医療機関

所在地 岐阜県羽島郡岐南町上印食7-12

病院名 赤座医院上印食診療所

所在地 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1

病院名 松波総合病院

所在地 岐阜県岐阜市野一色7丁目2番5号

病院名 澤田病院

所在地 岐阜県岐阜市光町2丁目46番地

病院名 近石病院